令和５年 第４回定例会 口頭報告

（令和５年１２月１日）

令和５年度　定期監査第二期の結果について、ご報告いたします。

今回は、教育委員会事務局、区立小・中学校、保育園等を対象に、主に令和４年度の事務事業について監査を実施いたしました。

その結果、指摘事項が３点及び監査委員意見が２点ございました。

指摘事項の１点目は、「認定こども園支援事業補助金交付事務について」でございます。

子ども政策課では「足立区認定こども園支援事業補助金交付要綱」に基づき、私立認定こども園の設置者に対し、認定こども園の事業費の一部を補助金として交付しております。

交付要綱では、補助金の交付を受けようとする設置者は、補助金交付申請書に関係書類を添えて申請し、交付決定後は、補助金請求書を提出し請求すると規定しております。

この補助金の交付事務を監査しましたところ、補助金対象全４園について、申請者欄が記入済みで申請金額が未記入の申請書、および申請者欄が記入押印済みで請求金額が未記入の請求書が、多数保管されておりました。

所管課は、設置者から提出された申請書、請求書に誤りがあった際、区が差し替えて補助金申請、及び請求手続きを進めるために、これらの申請書、及び請求書をあらかじめ各園から提出させておりました。

本来、補助金の申請手続きは、申請者が行うべきものであり、申請書、請求書に誤りがあれば、改めて申請者から正しい内容の申請書、請求書を徴すべきものであります。区が申請書、請求書を申請者に代わって作成することは、補助金申請手続きの公正性に対する区民からの信頼を失いかねず、このような行為が当たり前の業務手順となっていたことは、業務の適正確保という観点から重大な問題であります。

今後このような事務の執行が繰り返されることがないよう、職員の意識改革を含め、必要な改善措置を講じるよう指摘をいたしました。

指摘事項の２点目は、「足立区教育委員会附属機関構成員の費用弁償について」でございます。

学務課では「足立区立校外施設条例」に基づき、校外施設の管理を行う指定管理者の候補者の選定審査を行うため、足立区教育委員会の附属機関として足立区立校外施設指定管理者選定審査会を設置しております。

附属機関構成員の費用弁償については、「足立区附属機関の構成員の報酬および費用弁償に関する条例」により、特別区の存する区域に居住地および勤務地を有する者以外の者に支給することとされております。

当該審査会の開催に伴う委員に対する費用弁償の執行について監査しましたところ、規定に基づき支給すべき者に対して費用弁償がなされておりませんでした。

今後このような事務の執行が繰り返されることがないよう必要な改善措置を講じるよう指摘をいたしました。

指摘事項の３点目は、「契約事務の適正な執行について」でございます。

予定価格が３０万円以上の区立学校の所掌に係る事項に関する備品の買入契約については、契約事務規則第３条第２項により契約事務を処理する権限が学校長に委任されていないことから、契約課契約とすることになっております。

千寿第八小学校の契約事務を監査しましたところ、予

定価格を合計すると３０５，９１０円である２件の靴箱の購入契約について、契約請求決定日、契約決定日、契約締結先、契約期間、納品日及び検査日がすべて同一であることから、１件の契約として学校支援課へ契約課契約を依頼すべきであるにもかかわらず、分割して学校長契約を行っておりました。

また、本件においては、学校からの申請額は１台ごとに計上されていたものの、その合計額は学校長の備品買入権限を超えていたことから、本来、学校支援課が契約事務を行うべきところ、その事実を見落とし、予算配付を行っておりました。

こうした取り扱いは、地方自治法、契約事務規則等に照らして不適切な事務処理であり、今後このような事務の執行が繰り返されることがないよう必要な改善措置を講じるよう指摘いたしました。

監査委員意見の１点目は、「足立区こどもトワイライトステイ事業について」でございます。

こども家庭支援課では、令和元年７月から子育て短期支援事業として、「足立区こどもトワイライトステイ事業（施設型）実施要綱」に基づき、保護者が就労その他の理由によって児童の養育が困難となる場合に、平日の

１７時３０分から２１時３０分まで児童を預かる、足立区こどもトワイライトステイ事業（施設型）を実施しております。

本事業について監査しましたところ、事業を開始した令和元年７月から令和５年９月末までの４年３か月間の利用実績は合計で３人、４日間であり、令和４年度以降の直近１年半では全く利用されておりませんでした。利用状況は極めて低調であることから、本事業に対するニーズはほとんどないと推測されます。他方、令和５年度までの５年間の事業者に対する支払委託料の合計額は、５年度支払予定額を含んで１千７百万円余となっております。

本事業の利用状況と、区の委託料負担を考慮しますと、本事業は有効性、及び経済性の観点から大きな問題があると言わざるを得ません。本事業の在り方について、事業廃止も含めた抜本的な見直しを検討していただきたいと思います。

次に、本件に関連して、事業評価に基づく継続的な事業の見直しと改善について申し上げます。

本事業の利用状況は事業開始当初から著しく低調であるにもかかわらず、所管課において、適切な事業評価がなされた形跡は伺えず、事業のＰＤＣＡサイクルが機能

しておりません。

本事業に限らず、各所管課は、それぞれ所管する事務事業について、事業の有効性、経済性及び効率性について適宜検証を行い、適切な事業評価を実施することにより、継続的な事業の見直し・改善を図っていただきたいと思います。

監査委員意見の２点目は、「学校ＩＣＴ教育推進関連予算の適切な契約執行について」でございます。

情報システム課は、平成３０年に学校ＩＣＴ教育推進環境整備・支援事業委託として、通信機器の整備・保守運用、教員用及び児童生徒用端末のリース、ＩＣＴ支援員派遣委託等を一括してプロポーザル方式による随意契約で調達を行っております。

学校ＩＣＴ関連予算に係る所掌を引き継いだ学校ＩＣＴ推進担当課は、令和６年１０月以降の契約更改に向けて、個々の契約ごとに契約内容を精査し、適切な契約方法を選択するとの基本的な考え方に基づき、通信機器購入、その保守運用、児童・生徒用タブレット端末の購入、ＩＣＴ支援員派遣委託等の調達について、競争入札を原則とした具体的な契約方法の検討を行っていく方針であるとの説明がありました。

学校ＩＣＴ教育推進に向けては、今後も多額の予算支出が見込まれ、費用対効果を踏まえた適正な予算執行が求められる中で、契約事務の適正化に沿った適切な対応であると評価したいと思います。

執行機関におかれましては、監査結果に十分留意され、適切な事務の執行を期されますようお願い申し上げます。

以上をもちまして、定期監査第二期の報告とさせていただきます。